

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 1 号 平成 2 4 年度月形町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 2 号 平成 2 4 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 号 平成 2 4 年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 4 号 平成 2 4 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 号 平成 2 4 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 平成 2 4 年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 町営草地事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 0 号 月形町難病患者等居宅生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 月形町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 1 4 号 月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 月形町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 月形町準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 月形町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について

- 議案第 2 0 号 月形町暴力団の排除の推進に関する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 団体営土地改良（月形地区維持管理）事業の計画変更について
- 議案第 2 2 号 団体営土地改良（中小屋地区維持管理）事業の計画変更について
- 議案第 2 3 号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について
- 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度月形町一般会計予算
- 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度月形町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度月形町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 議長 笹木 英二 ただ今の出席議員は 1 0 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これにより本日をもって招集されました平成 2 5 年第 1 回月形町議会定例会を開会いたします。 (午前 1 0 時 0 0 分開会)

直ちに本日の会議を開きます。 (午前 1 0 時 0 0 分開議)

議事日程第 1 号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ 日程 1 番 会議録署名議員の指名

- 議長 笹木 英二 日程 1 番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 127 条の規定により議長において

金子 廣 司 君

大 釜 登 君

の両君を指名いたします。

◎ 日程 2 番 会期の決定

- 議長 笹木 英二 日程 2 番 会期の決定を議題といたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 笹木 英二 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫君、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫 議長の許可をいただきましたので、平成 2 5 年第 1 回定例会の運営について、去る 2 月 2 6 日に議会運営委員会を

開催いたしましたので、その協議結果を報告いたします。

委員会には議長にも出席いただき、副町長の出席を求め、本定例会に提案される議案等の説明を受け、日程及び運営について協議いたしました。

はじめに会期であります。本定例会に付議され提案される議案は、議会提案として委員会報告1件、意見案2件、会議案1件を予定、町長提案は平成25年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、平成24年度各会計補正予算6件、一般議案16件、平成25年度各会計予算6件及び予算関連議案2件、合わせて30件であります。これらを踏まえ、本定例会の会期は本日から3月21日までの17日間といたしました。

次に一般質問についてであります。3月13日、14日の2日間を予定、通告期限は3月7日正午としております。一般質問の質問回数は原則4回までとして、その他は会議規則に基づいて行いますので、活発な議論をお願いいたします。

次に議案等の審査要領についてであります。町長提案の22件は本会議で審議することとし、平成25年度各会計予算6件及び予算関連議案2件につきましては一括提案とし、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

次に本日予算特別委員会を開催し、正副委員長の選任、審査日程の協議を行い、15日から開催される委員会で各課長等から説明を受け、質疑を行うことにいたします。日程については精力的に進めていただくことをお願いいたします。

以上、第1回定例会の議会運営に関する協議結果について報告いたします。

○ 議長 笹木 英二 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日5日から21日までの17日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって会期については、本日から21日までの17日間とすることに決定いたしました。

### ◎ 日程3番 諸般の報告

○ 議長 笹木 英二 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告・定例監査等結果報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

次にまちづくり常任委員会の閉会中における所管事務調査報告がありますので、委員長の報告を求めます。

○ 議長 笹木 英二 まちづくり常任委員会委員長 鳥潟 真二君、報告願

います。

○ まちづくり常任委員会委員長 鳥潟 真二 まちづくり常任委員会所管事務調査報告を行います。

調査事件は総務課所管 2 件、保健福祉課所管 2 件、住民課所管 1 件、産業課所管 3 件、計 8 件であります。

調査経過、調査内容及び結果については、配付済み報告書に詳しく記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。私からは所見についてご報告申し上げます。

総務課所管の 1 点目、町民参加による防犯対策の推進についてであります。月形町安全で安心なまちづくり条例及び月形町交通安全基本条例の周知がなされ、防犯対策の普及啓発が向上しているものと評価します。とりわけ交通安全に対する意識は高く、多くの団体・町民に深く浸透していると判断します。一方で課題も見られます。交通安全の指導において幼稚園と保育園では対応に違いが見えます。所管が異なるとは言え、組織間の連携、連絡体制の強化により改善は可能であると判断します。また、交通安全指導員をはじめ防犯・防災に係る各団体とも人員の確保に大変苦慮しています。今後においては人員の募集方法、組織の規模などの見直しを含め検討が必要と判断します。

2 点目は、防災啓発と町民防災力の向上についてであります。防災情報の伝達については、IP 告知端末機設置により迅速な情報供給が可能になったと評価します。課題としては、ホームページの活用が不十分と言えます。また、農業が基幹産業である本町では、屋外作業の頻度が非常に高く、広報車による広報活動も有効と言えます。これまでも指摘のあった放送内容の確認に困窮することが多く、広報車による広報活動の工夫と改善を期待します。また、災害発生及び災害が見込まれる場合、速やかな対応が求められます。初期における正確な情報の伝達と共有が大変重要と言えます。庁舎内における連絡体制等について課題があると懸念します。早急な対応が求められます。

保健福祉課所管の 1 点目であります。健康増進計画についてであります。計画の構成・計画の特徴や保健事業の展開など具体的であり、目標の設定も明確に示された計画内容であると評価します。課題としては、実践に向けて今後益々、行政組織をはじめ関係団体等との連携強化が求められます。また、広く町民の理解を深め計画の推進を図るために単年度における設定も必要であると判断します。

2 点目は、医療と保健事業との連携についてであります。町民の健康維持・健康管理支援を推進するには、医療機関と保健事業機関との連携が大変重要です。また、事業内容によっては教育及び社会福祉関係機関等との連携も求められます。医療費負担が増加する中、これまで以上予防医療に係る期待が高まり

ます。医療と保健事業、各関係機関との連携を深め、有効な事業推進が図られる事を強く希望します。

次に、住民課所管、子育て支援及び少子化対策についてであります。どさんこ・子育て特典制度事業は、全道で47市町村、空知管内で10市町が実施しています。本町における利用率は過去3箇年平均で98.6%と非常に高く、本事業は商工業振興にも寄与していると判断します。今後においても事業の継続に期待します。一方で、保育所で実施している子育て支援事業については、課題もあります。支援事業内容・事業実施の全てを保育所に委ねています。特色あるより有効な支援事業を推進するために、町と保育所との連携をより深めることが重要と判断します。また少子化対策は月形町の未来と希望の持てるまちづくりにおいて大変重要な課題と言えます。全町的な議論と対策が必要であると判断します。

次に、産業課所管の1点目、商工振興への支援についてであります。商工振興活動、消費流出対策への支援については一定の効果が見られると評価します。プレミアム商品券支援事業では消費流出及び消費拡大対策と、町民生活への支援対策として、大きな成果があると判断します。一方で課題も見られます。実施事業の検証において「商工会事業報告」が重要視される一方、町独自の検証が不十分と言えます。商業者や消費者等の要望に応えるために、様々な観点からの検証と検討が必要と判断します。市街地の空洞化については、不在地主への対応について課題が見られます。不在地主に対する意向調査は基より、現状を踏まえ不在地主に対して町側からの情報提供も重要と言えます。また、ますます増加傾向にある空き家対策も急がれます。老朽危険家屋の増加は周辺環境への悪影響はもとより、安全・安心のまちづくりの観点からも大きな課題となります。対応が急がれると判断します。

2点目の平成24年度農産物の生産状況について、3点目の豪雪による農業生産への影響については、関連がありますので、合わせて報告します。記録的な大雪により営農への影響が懸念される中、農業生産において必要不可欠な農業用パイプハウス被害に対する支援策は、大変有効であったと高く評価します。農業者各位の努力もあり作付面積と取扱量・販売額に差はあるものの、全体的には前年並みか一部で前年を上回る取扱量となりました。農業用パイプハウス復旧に対する支援は生産意欲の維持に効果があったと評価します。一方で、パイプハウスの被害が大きかった施設園芸作物については、作付戸数・作付面積及び販売額が減少傾向にあります。月形町の農作物取扱高で代表的な施設園芸作物の生産低下は、基幹産業である農業の今後における政策に大きな影響が懸念されます。多方面からの検証と検討が求められると判断します。

以上を持ちまして、まちづくり常任委員会所管事務調査報告を終わります。

○ 議長 笹木 英二 以上で委員会報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

○ 議長 笹木 英二 日程4番 行政報告を行います。行政報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

○ 議長 笹木 英二 以上で行政報告を終わらせていただきます。

◎ 日程5番 議案第1号 平成24年度月形町一般会計補正予算（第6号）

○ 議長 笹木 英二 日程5番 議案第1号 平成24年度月形町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案書8ページ、第2表 繰越明許費の補正です。追加です。6款 農林水産業費 1項 農業費 月浜地区経営体育成基盤整備事業から中小屋東地区経営体育成基盤整備事業の4事業、2項 林業振興費 分収造林事業、8款 土木費 2項 道路橋梁費 町道新設改良事業、これにつきましては、市北第二線歩道造成事業でございます。10款 教育費 5項 保健体育費 総合体育館整備事業、総合体育館耐震改修事業、以上8事業、総額2億2,956万3,000円を次年度へ繰越しさせていただくものでございます。

第3表 債務負担行為の補正です。追加です。広報つきがた印刷製本業務から総合体育館管理関係業務までの10業務を追加するもので、期間、限度額については、記載のとおりでございます。

廃止です。平成24年度農業経営基盤強化資金利子補給金については、利用がなかったということで廃止させていただくものでございます。

第4表 地方債の補正です。追加です。市北第二線歩道造成事業から総合体育館整備事業までの3事業を追加するもので、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

変更です。臨時財政対策債につきましては、国の額の確定に伴う変更減とするものでございます。合併処理浄化槽設置整備事業から北農沢川災害復旧事業までの10事業につきましては、事業の確定に伴う補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

2 歳入です。10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税5,158万8,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。今回の補正により普通交付税の総額は18億9,192万4,000円を計上させて

いただいているところでございます。国から18億9,258万8,000円を決定いただいている中で、予算留保額が66万4,000円となっております。

14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 4目 総務費国庫補助金1億3,475万6,000円の補正増について、1節の地域の元気臨時交付金を計上させていただきました。これにつきましては、市北第二線歩道造成事業、総合体育館耐震改修事業、また総合体育館整備事業に伴う国からの交付金でございます。

15款 道支出金 2項 道補助金 7目 土木費道補助金3,908万1,000円の補正増について、1節、2節の内容のとおりです。2節の住宅費補助金につきましては、総合体育館耐震改修工事に伴う交付金でございます。

16款 財産収入 2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入1,011万9,000万円の補正増について、1節の内容のとおりです。これにつきましては、白陽団地3区画分の売り払いによるものでございます。

18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金8,000万円の補正減について、1節の内容のとおりです。これにつきましては、当初予算で財政調整基金から8,000万円を取り崩す予定となっておりますが、取り崩しをしないで済むということで、全額補正減とするものでございます。

20款 諸収入 4項 受託事業収入 2目 農林水産業費受託事業収入328万9,000円の補正増について、1節、2節の内容のとおりです。2節の林業費受託事業収入につきましては、分収造林事業による補正増となっております。

21款 町債 1項 町債 1目 総務債1,342万3,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。これにつきましては、起債でも説明しましたが臨時財政対策債、国の額の確定に伴う減でございます。

2目 衛生債1,400万円の補正減について、1節の内容のとおりです。これにつきましては、一般廃棄物処理施設広域整備事業により主に建設費の減による補正となっております。

7目 教育債2,740万円の補正増について、1節の内容のとおりです。これにつきましては、総合体育館耐震改修事業、総合体育館整備事業の起債を新規に計上させていただきました。

3 歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 2目 職員給与費1,036万6,000円の補正減について、2節から19節の内容のとおりです。説明欄中、特別職給につきましては、副町長不在期における減、一般給与費では退職職員3名分の減となっております。

4項 選挙費 2目 町長選挙費376万6,000円の補正減について、1節から14節の内容のとおりです。これは町長選挙無投票による減でございます。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費137万4,000円の補正増について、1節から20節の内容のとおりです。20節の扶助費につきましては、障害者自立支援医療費給付、障害福祉サービス費等給付の居宅介護・生活介護・グループホー

ム等の共同生活介護など各給付事業の実施精査による増となっております。2目 老人福祉費 745万5,000円の補正減について、8節から28節の内容のとおりです。20節の扶助費の減につきましては、老人福祉施設入所者事業の関係で施設入所者の減によるものとなっております。2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費 1,745万8,000円の補正減について、1節から20節の内容のとおりです。20節の扶助費の減につきましては、子ども手当給付事業の関係で国の制度改正により子ども手当から児童手当に変更になったことから、子ども手当分を減額するものでございます。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 3,297万円の補正増について、19節、28節の内容のとおりです。なお19節の負担金補助及び交付金につきましては、説明欄に記載しております外来収益の減に伴います病院事業会計繰出金でございます。2項 清掃費 2目 塵芥処理費 1,898万5,000円の補正減について、11節から19節の内容のとおりです。19節の負担金補助及び交付金につきましては、説明欄に記載しております岩見沢市・美唄市との一般廃棄物処理施設広域整備における平成24年度分の建設費等に伴う本町分負担金の減でございます。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費 776万1,000円の補正減について、7節から19節の内容のとおりです。19節の負担金補助及び交付金につきましては、主に農業振興事業、農業用施設復旧支援事業の額の確定に伴う減額となっております。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費 254万6,000円の補正減について、8節から19節の内容のとおりです。19節の負担金補助及び交付金につきましては、商工振興事業について商工会で主に道の補助金が上がったことによる町負担分の補助金の減となるものでございます。8款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路新設改良費 1,475万1,000円の補正増について、11節から22節の内容のとおりです。説明欄中、町道新設改良事業の手数料から市北第二線用地買収費まで1,537万8,000円ほどありますが、これにつきましては、臨時交付金の事業ということで繰越しさせていただくものでございます。4目 除雪対策費 2,193万5,000円の補正増について、11節から18節の内容のとおりです。13節の委託料で増になっていますが、今年の大雪に伴う補正増、町道雁里中央線外除雪業務では、1月末現在、契約額の83.6%執行、町道及び公共施設除排雪業務では、1月末現在、75.6%執行させていただいております。その中で2月、3月分につきましては足りないであろうということで、補正させていただくものでございます。4項 住宅費 1目 住宅管理費 26万2,000円の補正減について、11節から29節の内容のとおりです。19節の負担金補助及び交付金の減につきましては、定住化促進事業のあんしん住宅確定に伴う減でございます。9款 消防費 1項



消防費 1目 消防費473万3,000円の補正減について、19節の内容のとおりです。岩見沢地区消防事務組合負担金の減によるものでございます。10款 教育費 5項 保健体育費 2目 体育施設費1億9,392万3,000円の補正増について、15節、18節の内容のとおりです。15節の工事請負費ですが、総合体育館耐震改修事業ということで、耐震改修等電気設備工事に要する経費が1億2,124万4,000円となっております。下段の総合体育館整備事業ということで、耐震改修以外の本体の改修、また地下タンク・受電設備・プール棟の屋根吹替工事にかかる経費を計上させていただいております。備品購入費につきましては、トレーニングルームの機器類を計上させていただいております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 金子廣司君
- 議員 金子 廣司 79ページ、除雪対策経費において除雪業務執行が83.6%ということで、お金をある程度使い切って単純に足りないから補正を組むという考え方でいいのか、教えてください。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 先ほど副町長の説明のとおり、当初予算から町道雁里中央線外除雪業務83.6%執行、町道及び公共施設除排雪業務75.6%執行ということで、これは1月末現在の支払いということで、昨年並みの雪が降るということになると2月、3月分の支払いができないということで、その分を補正したということでございます。
- 議長 笹木 英二 金子廣司君
- 議員 金子 廣司 そうすると当初予算からの執行で中身を確認・精査して足りないから補正すると理解していいのか。お金を予算組みしたからポンと渡したという考え方なのか。聞きたいのは、当初予算4,700万円程度を組んでいると思いますが、燃料等やオペ代を見たときこれが足りなくなるから新たに補正を組むということなのか。つまり積算根拠があつて時間当たりいくらということできちんとやっていると思いますが、知りたいのは実際に使われている燃料、実際に現場に携わっている人間の労働単価をきちんと把握してこれだけの予算執行がされ、足りないからこれだけ組むということで載せているのか。単に設計上で見て上がってきた日報でお金をポンと出して補正を組んでいるのか。なぜこのような質問をするのかというと、私も実際に調べて燃料等の確認もしました。実際に2月26日時点の金額も確認しました。その中であまりにも当初予算との中身の差が大きすぎる。当初予算の中で間に合うとは言わないけれど、これほどの補正を組まなくてもできると考えました。ですからこ

の補正が不足分だけが行って金が残るのか。それともこれをそっくりそのまま出してしまうのか、それをお聞きします。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 久慈 富貴 設計につきましては、過去5年間の平均値ですから昨年の大雪は加味されておられませんので、平年並み4千数百万円台の設計額になっております。これは道の単価を採用させていただいております。除雪車1時間あたりに燃料費も組み込まれており、毎月の燃料費はこちらに上がってくるものではありません。そこで中身を確認してということがございましたが、毎月、タコメーターにより稼働時間が各車上がってきますので、その積み上げとしてトータル時間数で金額が出てくる作業をしております。今後の見込みとして昨年並みの大雪、12月は昨年より降雪量もあり降り方も若干違っていきますので、現在2メートル数センチほどで先年より少ないですが、やはり昨年並みということも想定した中で、昨年並みの時間を今回の補正で上げていますが、今後の降り方によってはその都度、毎月の集計がタコメーター時間数で上がってきますから、今回この補正をしたからといってこれを全て払ってしまうというのではなく、逆にもっと多くなれば足さなければならないかもしれませんので、あくまでも車両稼働時間で変わってくるということで、ご理解願いたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 金子廣司君

○ 議員 金子 廣司 今の答弁を聞くと補正を組んでいてもこれが全部行くものではないということですが、それでいいということですが、そうした時にもう一回確認したいのですが、委託してお金を出しているわけだから、タコメーターではなく実際にどれだけのものが生でかかっているのかという検証も何もしていない。今までいつも疑問に思ったことですが、行政側としては委託の中身を一切チェックしていない。実際の生の姿を検証していない。ただ金を出して丸投げして行政は何も関係ない。そしてちょっと言えば越権行為である。何が越権行為ですか。委託しているのだからそのお金が適正に運用されているのかチェックもできないという予算の組み方、金のお出し方、出すことはやぶさかでないけれど中身がきちんと精査できていないという怠慢。ただこのように補正に上がってくる。認めてくれ。ある程度理解もするけれども、私も疑問に思って調べたらあまりにも差がありすぎる。それをもう少しきちんと調べた上で実際にこれだけかかったからやむを得ないということで決算の段階で出してもらわなければ、これは問題提起としてどの委託に関しても言いますが、それがちゃんと適正に使われ支払われているものでないと、町長がいつも言われている本当に住みやすいまち・みんなが笑顔で明るいまちにはならない。やはり雇用の場を作るのも行政の責任であるし、またわが町に住んでい



入っていますが、昨年6月定例会で町の公共施設、建物の補修に2,700万円ほどの補正を組んだと思いますが、この公有物件について今回補修した分としない分で保険の適用になったものが何%ぐらいなのか。持ち出しがどのぐらいあったのか、その数字が分かれば教えていただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 ただ今の質問ですが、公有物件建物災害共済金1,718万6,000円が計上されております。大釜議員見込みのとおり昨年の雪害に伴うものが20施設入っております。申し訳ないですが昨年の補正額が頭に入っておりませんので、金額がどうなのかと言われますとちょっと弱いところがありますが、雪害によるものが1,706万5,355円その他1件、実はコスモス団地の物置のドアが盗難で悪戯だったかどうか分かりませんが、物置のドアの改修に12万750円これを含めて1,718万6,000円となっております。それと後ほど出てきますが農集会計補正予算の157ページに記載されております公有物件建物災害共済金10万9,000円、これは農業集落排水施設処分場1件で、発電室の窓ガラスが破損したということです。これと先ほどの20施設分を合わせたものが、今回の雪害による共済保険金となっております。

○ 議長 笹木 英二 大釜 登君

○ 議員 大釜 登 ただ今20件分の共済金ということで答弁をいただきましたが、保険を掛けないで町単費で補修した物件はどのぐらいあったのかということは、今、確認できますか。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 ほとんどの物件が保険の適用になっております。保険金額につきましては、改修・補修したお金については100%入ってくるようになっております。違いますのが北農場行政区にお貸ししていた車庫が全損になったということで、町では32万5,500円ほどで取り壊しましたが、これにつきましては共済から96万1,000円ほど入ってくる予定になっております。それと大変申し訳なかったのですが、旧町営スキー場のロッジがありました。これにつきましては378万円で取り壊しましたが、これについても共済から1,200万円ほど入ってくる見込みとなっております。その他補修については、補修した金額をもって共済から支払われることになっております。

○ 議長 笹木 英二 大釜 登君

○ 議員 大釜 登 もう一点、確認しますが、副町長の説明で今ほど北農場の車庫の説明があつて、北農場では共済から96万1,000円が入ってくるということでしたが、そうすると北農場車庫解体撤去負担金として行政区か

ら16万2,000円を支出していると思いますが、共済から96万1,000円で実際の解体費用が32万5,000円であるなら、これは契約なら仕方がないのですが、行政区が16万2,000円を支払っているということで、行政区側はこれで納得すると思いますか。96万円なにがしの保険金が入っていて、30万円の工事代金を払って、行政区からまた16万2,000円をいただくことになれば、理屈としては保険金であるから仕方がないと思いますが、ちょっと合点がいかないのですが、どのようにお考えですか。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 共済から96万1,000円が入ったというのは、あくまでも損失に対する補償ということで、本来あるべきものがなくなったからであって、北農場行政区と私どもは取り壊し代を折半にいたしましょうということで、北農場車庫解体撤去負担金として北農場行政区から半額の16万2,750円ほどいただいております。これは私どもの管理責任また北農場行政区の管理責任ということで、折半で解体させていただいたということです。物がなくなったわけですからそのための補填であるということをご理解いただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 大釜 登君

○ 議員 大釜 登 了解しました。もう一点、88ページ、体育施設費、今回の交付金で体育館耐震改修や整備をすると思いますが、その中で備品購入費1,701万2,000円計上されています。先ほどの説明でトレーニング機器の入れ替えということでしたが、トレーニングルームの利用頻度は一日何人ぐらいの利用があるのかというデータは持っていますか。かなりの額なので国からの交付金でやるのであればいいのですが、必要ない物品を取り替えるのはどうかと思いますし、利用価値があれば必要であると思いますが、私も何回か行っていますが、それほど利用している人もいないので、これについて説明願います。

○ 議長 笹木 英二 教育次長

○ 教育次長 清水 英俊 ただ今の大釜議員のご質問ですが、トレーニングルームの機器の利用頻度ということですが、現在のトレーニングルームと言われている部分につきましては、トレーニング機器数が少ない状況であり、利用状況としては、随時解放しているのですが、ほとんどないという状況であります。定期的にトレーニングルームに行ってストレッチ等を行っている方ということです。それと今年度はなるべく活用してほしいということから、実は体力UPチャレンジ教室ということで9月20日から8週間に渡って解放事業も実施していますが、毎回、利用者が少なく、1名から2名程度というのが現在の状況でございます。

- 議長 笹木 英二 大釜 登君
- 議員 大釜 登 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今の質問と関連するのですが、トレーニング備品の購入についてですが、今、大釜議員からは利用頻度について問われていましたが、そうではなく、わざわざこれだけのお金を掛けて備品を購入する意図には何かあって、その後の事業展開も考えていると思いますが、今回の総合体育館を改修するに当たって今まで通りの耐震化や綺麗にするということなのか。それとも何か機能を付随させて新しい事業展開をするのか。そういうもろみがあって予算計上されたのか。本来は補正予算ではなく新年度予算に取り組むべきことだけれど、補助金の関係があってここに入れ込んでいると推察できますので、どなたが答えるのがいいのか分かりませんが、そういう事業展開を考えられているのであれば、そこをお伺いいたします。
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 清水 英俊 今、宮下議員のご質問ですが、今回のトレーニング機器購入につきましては、現在あるトレーニング機器も老朽化して古いということもございます。主な内容として購入するものがランニングマシン・エアロバイク・ステップマシン・ウェイトトレーニングマシンを今回導入させていただくということでございます。月形町健康増進計画にもありますが、健康意識調査によっても運動を開始する時間・施設・場所が少ないということもありますし、運動を始めたい・続けたいと思う割合がアンケート調査では男性44.5%、女性78%ということですが、施設・場所が町内にないというのが実態ですので、これを改善させていただき、耐震改修・整備工事を合わせましてトレーニングルームの壁、床を補修させていただき、新しいトレーニング機器を導入して効率的な運動が可能な環境を整えたいということでございます。今後の展開としては、本年度つきがた健康づくり・体力づくり推進事業ということで、教育委員会主導でヘルシー・ミーティング、ヘルシー・アカデミーなど毎月、最初の体力測定を含めまとめまで10回行っております。これにも機器等を使つての予防もありますが、町民からトレーニングマシン等の機器がないので導入を望まれているという声もありますし、町外でトレーニングされている方もいると聞いていますが、町内に施設がないということから場所の提供をここでさせていただきたいと思っております。当然、機器が導入されるわけですから今後は教育委員会運動教室の開催等をおこなって行きたいと思っておりますし、町民の皆さんにも広くPRして、身近にある総合体育館のト

レーニングループの活用を進めていきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今のことで全体的な計画が分かりましたので、本来、そのような説明がなければ、これだけの予算を付けるものにはならないと思います。先ほども言いましたように補助金の関係で前倒しになったような事業であると思いますので、今回の補正に上がるときでもいいですし、それ以前の委員会や全員協議会で執行方針に含まれていない事業で大きい展開をされるときは、きちんと説明した上で展開して行ってほしいと考えます。そこで今は教育委員会からの説明でしたが、先ほど言われた健康増進計画に基づいてということだったので、福祉や保健との連携を十分に活用されると考えてよろしいのでしょうか。そこだけ確認させてください。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 今、次長から説明がありましたが、大きくは町民の体力づくり・健康づくりに寄与することが目的になります。ご承知の通り今年度から年十数回のヘルシー・アカデミーということで体力づくり・健康づくりに取り組んでいます。その中でも高齢者の方々も多く来ておりますので、次年度以降もそのようなかたちで展開したいと考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 聞きたかったのは高齢者が利用しているということではなくて、この事業自体の展開が福祉や医療ときちんと連携して進められるかということで、今、言われたヘルシー・ミーティングやアカデミーをやられていて、その中で多少でも連携されているのは分かっていますが、せっかくこれだけの備品を購入して、より充実されるのであれば、より一層その連携が強化された中で、増進計画も含めた全体像としてもっと連携されているのかという質問です。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 今年度も連携しましたけれども、可能な限り連携して進めたいと考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 了解しました。19ページ、歳入、個人住民税が増額補正になっているのですが、この要因について何か考察できるのであればお願いします。
- 議長 笹木 英二 住民課長
- 住民課長 古谷 秀樹 町民税の個人につきまして今回628万6,000円の補正をさせていただいたところがございます。主な要因として23年度の

農業所得に相当の伸びがあったということで、22年度の課税標準額が約1億3,000万円、24年度につきましては2億8,000万円弱ということで、1億5,000万円ほど農業所得に課税標準額の伸びがあったということで、ここが大きな要因であると捉えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 了解しました。続いて51ページ、町債、衛生債、関連して69ページ、衛生費、塵芥処理費の廃棄物広域処理が連動してくると思われませんが、今回24年度分の建設費で月形町の負担分が減額されたということですが、これは岩見沢市に建てられる焼却炉関連の費用に対して、当初、事業費として色々な額が出ていましたが、現在のところどのような全体像になって、24年度の負担分がどのような根拠で減ったのか。あるいは町債の発行に関しても本年度は減額していますが、今後の見通しとして、たまたま今年度分が減ってトータルは同じだから次年度以降より増えるのか。あるいは総合的に減って次年度以降の支払いも減るのか、そのあたりの見通しも含めて伺います。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 古谷 秀樹 確か昨年末の全員協議会でも年度別に説明させていただいたと思いますが、当初の広域総体事業費が約126億円でした。現在24年度までの入札発注額が約70億円です。残り25年度、26年度に掛けてそれぞれ発注する工事がありますが、トータル90億円くらいになるだろうと見込んでおります。おそらくまだ落ちるのかなと思いますが、今、岩見沢・美唄・月形の確認の中では90億円と見込んで、この負担金を算出しているところでございます。当初、本町が負担する金額がおおよそ出ていたと思いますが、3億8,000万円ということで予定しておりました。ところが入札残でこれだけ落ちていきますので、90億円と見込んで本町の負担額が2億7,200万円という数字になっております。23年度に負担金がすでに293万1,000円支出しており、本年度の当初予算額が4,143万4,000円でしたが、ルールで総体事業費を24年度に11%支払う。25年度50%、26年度に残りの39%ということで、支出していくということで、これは岩見沢の事務局で計算されてきた数字が本町の今年度負担分が2,500万円程度ということで、今回、歳出で1,643万4,000円を減額させていただいて、伴う起債も減額させていただいたということで、それぞれ年度ごとに今まで予定していた金額が落ちてまいりますが、25年度の予算につきましては、それらを減額した数字で予算を計上させていただいているところでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君



- 議員 宮下裕美子 了解しました。次に37ページ、国庫支出金、地域の元氣臨時交付金ですが、これによって行われる事業は、先ほどから説明があるように総合体育館耐震改修事業、総合体育館整備事業、市北第二線歩道造成事業と聞いていますが、この交付金を受けるに当たっての条件として、どのような事業が対象になるか。あるいは地元負担割合また地方債発行が条件など色々あると思いますが、これを受けるに当たっての条件について、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 先ほど事業内容について説明いたしましたが、通常の国庫補助事業、耐震改修事業につきましては、もう一つ補助が入っており、道の社会資本整備交付金、それからその分を総体事業費から差し引いた分の8割が臨時交付金でいただけるわけでございます。市北第二線、総合体育館整備事業につきましては、事業費の8割が臨時交付金相当分となります。このように先週だったと思いますが、平成24年度分の補正予算が付いた中でこのような動きがあり、町でも予算計上させていただいたということでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今、8割は受けられると言いましたが、残り2割に対して何か地方債発行何なりの条件があるのでしょうか。この臨時交付金が国から発表されたときに建設公債を発行しながらハード面の整備に対して景気対策を主眼に置きながらやるというようなことがあったと思いますので、その部分で今回、地方債も追加で増額されていますので、そのあたりの条件はどのようなになっているのでしょうか。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 市北第二線につきましては、8割臨時交付金で見させていただき、51ページ、道路橋梁債の市北第二線歩道造成事業300万円、これは過疎債を充当させていただいております。それと総合体育館耐震改修と整備事業についても51ページ、保健体育債、耐震1,440万円、整備1,300万円につきましては、学校教育施設等整備事業債ということで、起債を予定させていただいているところでございます。残り分の起債ということで答弁申し上げます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 残りの分は起債が条件ですか。それとも単費なども可能だったのでしょうか。そこだけ確認させてください。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 条件というわけではございません。うちが有利にな

る状態で起債を申請させていただき、起債がついてくるであろうということで、予算計上をさせていただいたものでございます。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 了解しました。85ページ、教育振興費、高等学校教育振興費事業に対して今回124万円交付金の減額があるのですが、以前、決算だったかと思いますが、この交付金について質問したときに、これは交付金だから当初予算で見て全部やったまま戻ってこない、出し放しという説明を受けたと思いますが、そこをお願いします。
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 清水 英俊 出し放しということではなく、町からいただいて高校教育振興協議会で受けまして、残金が出た場合は、繰越しをさせていただいているということで、次年度の事業に充てさせていただいているということでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 次年度へ繰越すということですが、補正で減額しているということは、どういう意味なのか。
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 清水 英俊 今回の補正の内容を説明すればよろしいかと思います。高等学校教育振興費事業交付金124万円の減額についてですが、内容につきましては、当初、町からいただいている交付金が1,224万円ということで、この差額につきましては、今回、主な内容としてこの事業の中で月形中学校から月形高校へ入学した場合に入学奨励事業ということで一人10万円を交付するということがございます。その交付者減と進路啓発事業の進路支援の利用が少なかったということで、協議会の見込みとして124万円を減額するとなっていることから、今回、町の交付金を減額させていただいております。
  
- 議長 笹木 英二 暫時休憩します。 (午前11時29分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。 (午前11時30分再開)
  
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 清水 英俊 今のご質問ですが、交付金は、掛かった当該事業需要分を町からいただいております。現在、交付金の当初予算は1,224万円で、1,100万円いただいております。今後、執行見込みがないということで、減額補正させていただくということでございます。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今、掛かった分を払うということで、当初予算より掛かった分が少なかったから補正を組んだということで、その部分は理解したのですが、先ほど繰越金が多くなった云々と言われていたのは。
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 清水 英俊 答弁違いです。申し訳ありません。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 了解しました。67ページ、衛生費、保健衛生総務費から今回、病院事業会計繰出金が3,500万円出ていますが、まず最終的に3,500万円を出すことによって今年度、元々のルール分以外の収益減に伴う繰出し総額はどのぐらいになったのでしょうか。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 本年度、当初2,500万円組んでおり、今回3,500万円をお願いするものでございますが、合計で6,000万円となるものでございます。ちなみに23年度5,500万円、22年度5,880万円、年々、赤字補填分が増えている状況にあります。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 年々、増えている実態は把握していますし、病院を利用していても患者数がだいぶ少なく、実態として先ほどの説明でも外来収入減ということでしたが、そのあたりの実態があると思います。それは病院会計できちんと説明があると思いますが、今回ルール分以外のこれだけの繰出しに対して町としては何か改善策、対策、危機感があると思いますが、病院会計でもう少しきちんと聞きたいと思いますが、一般会計でも3,500万円と載っていますので、そのあたりの認識についてだけひとまずお伺いしたいと思います。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 私たちの町を含めて地域病院の経営は極めて難しい状況になってきているのは、私たちの病院だけでなく今、医療法改正の中で小さな病院が病院経営しづらくなっているということは、全道・全国のことであると理解しているところです。私たちの町のあり方を考えたときに、福祉施設が5施設ある状況、月形刑務所からの外科外来が毎日、受診する状況を考えたとき、私たちの町は一般町民だけでなく施設を含めた総合的なかたちで病院の存続は、この町の状況にとって極めて重要な施設であると考えているところがあります。病院経営上の赤字が増えていく状況で、これらのことにつきましては、税と福祉の一体改革というものを民主党時代に謳いました。このことについては、しっかり政府・政治に対して訴えていくことが必要であると考えているところであり、監査委員からの指摘にもありましたが、医療スタッフ確保に

つきましても、病院長を含めてできる限りのことをやっている今の状況であります。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今、町長から小さな病院が厳しいのは全国的な傾向であるし国の制度の問題であると言われましたが、その中にある所もきちんと経営している所もあるし、国に要請するのは勿論、行政として必要であると思いますが、それとは別に実態の病院を経営している側から病院経営の中身やサービスの向上、改善なども含めて、一般会計からの繰出しが行われるべきではないかと考えますが、これについては一般質問を予定していますので、そのときにしたいと思います。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
  
- 議長 笹木 英二 暫時休憩します。（午前11時37分休憩）
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。（午後1時30分再開）

◎ 日程6番 議案第2号 平成24年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長 笹木 英二 日程6番 議案第2号 平成24年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

2 歳入です。1款 国民健康保健税 1項 国民健康保健税 2目 退職被保険者等国民健康保健税80万8,000円の補正減について、1節から4節の内容のとおりです。各々保険税収納見込み額精査による減となっております。3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費等負担金763万7,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。変更申請に基づく

療養給付費等負担金の減によるものでございます。2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金998万8,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。交付額算出結果によるものでございます。4款 療養給付費等交付金 1項 療養給付費等交付金 1目 療養給付費等交付金372万6,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。変更決定による減額でございます。6款 道支出金 2項 道補助金 1目 財政調整交付金282万円の補正減について、1節の内容のとおりです。交付額算出結果によるものでございます。7款 共同事業交付金 1項 共同事業交付金 1目 共同事業交付金85万8,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。2目 保険財政共同安定化事業交付金362万5,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。1目、2目とも交付決定通知によるものとなっております。9款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金203万円の補正減について、1節の内容のとおりです。各事業費の精査による一般会計繰入金の変更となっております。10款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金480万5,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。今回の補正により平成23年度からの繰越金につきましては、全額計上させていただきます。

3 歳出です。2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費1,420万円の補正減について、19節の内容のとおりです。昨年度と比較して医療費が少なめに推移したため、減額補正させていただくものでございます。2目 退職被保険者等療養給付費240万円の補正減について、19節の内容のとおりです。これにつきましては、平成22年度の医療費が高かったため、当初、多めに予算計上させていただいていましたが、平成23年度並みになる見込みのため、減額させていただくものでございます。7款 共同事業拠出金 1項 共同事業拠出金 1目 高額医療費拠出金56万円の補正減について、19節の内容のとおりです。拠出金額確定による減額でございます。2目 保険財政共同安定化事業拠出金426万2,000円の補正増について、19節の内容のとおりです。これにつきましても拠出金額確定による増額でございます。10款 諸支出金 1項 諸費 2目 過年度返納金176万6,000円の補正減について、23節の内容のとおりです。返還見込み額精査による減額となっております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 129ページ、保険給付費、一般被保険者療養給付費が、今回、大きく減になっていて、先ほど副町長の理由説明で、医療費が昨年

に比べて少なめに推移したためということでしたが、昨年は大雪の影響で1月、2月に病院に掛かる人が減ったために全体的に医療費が減ったと報告があったと思いますが、それにも増して今回、減っていることに対して、保険給付を実際に担当しているところでは、状況などが分かっていると思いますが、そのあたりはどのようなことでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 古谷 秀樹 お答えしたいと思います。現在、国保に上がってきているレセプトは12月分までの医療費ということでございます。従って3月から12月分までの医療費の状況を見ますと、特に12月ということですから雪による影響などは感じられないわけですが、10月分の医療費が例年の月より600万円ほど高くなっていましたが、それ以外の月につきましては、昨年、一昨年と比較して下回ってきているということで、今後につきましても雪の影響というのはほとんどなく、重篤の患者が減少しているとおさえております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 レセプト内容については分からないと思いますが、要するに皆さん健康であったという認識でいいのですか。それとも医療費等が高くて行かないのかということは何とも言えないですか。どうでしょう。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 古谷 秀樹 細かく申し上げますと、分析はその月ごとにきちんとしています。例えば4月には重篤な患者が6件あって726万2,000円掛かった。5月には循環器系の重篤な患者がいたという分析はしていますが、その方がどのように経過しているのかということまではやっておりません。このようなことでこの月は平常月より医療費が嵩んでいるという分析はしております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 分かりました。医療費が少なくて給付が少なくて済むことは国保会計にとってもいいことであるし、健康が増進されているのなら尚よろしいので、それは今後も注目して行きたいと思います。それでもう一点、109ページ、歳入、国民健康保険税が減額になって、収納見込額を精査した結果このようになったということですが、午前中の一般会計で個人所得税が大きく伸びて、特に農業所得がすごく伸びたということで、今回の国保税の税率自体、今年度はほとんど改正しないで昨年と同じようにきているわけですが、そういう状況の中で片方の所得も伸びているのに、今回、ここは減額になっているのは何か理由があるのですか。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 古谷 秀樹 ご承知だと思いますが、6月議会で税率その他を含めて検討させていただき、補正予算を立てさせていただいております。その時点で整理をしていますので、今回はその分の影響はなく収納が悪いから落ちているということもありません。自然にこの程度の減であるということでございます。ちなみに収納率で申し上げますと昨年1月末ですが、一般被保険者の税で92.61という収入歩合でありましたが、本年度は93.44ということで伸びていますし、一般被保険者の介護保険分につきましても93.99から95.07、後期高齢におきましても92.62から93.67ということで、トータルで収入歩合も伸びているところです。なお努力してまいります、決して収納率が悪いから予算を低く見たということではないということだけは、ご理解いただきたいと思ひます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第3号 平成24年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○ 議長 笹木 英二 日程7番 議案第3号 平成24年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

3 歳出 1 款 総務費 1 項 総務管理費 2 目 施設管理費 1 1 8 万 8,000 円の補正減について、11節から13節の内容のとおりです。なお施設管理経費の消耗品費につきましては、使用料の減に伴う薬品等の減によるものでございます。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第4号 平成24年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長 笹木 英二 日程8番 議案第4号 平成24年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

2 歳入です。4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金623万5,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。この減額につきましては、平成24年度は計画初年度であり計画数値を使用しましたが、居宅介護サービス等給付費と施設介護サービス給付費が、この計画を下回ったこと及び国庫負担金の交付が減額調整されたことによって減となったものでございます。2項 国庫補助金 1目 調整交付金831万8,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。これにつきましても先ほどと同様でございます。5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金1,010万3,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。これにつきましても居宅介護サービス等給付費と施設介護サービス給付費が計画上の数字を下回ったため、減となったものでございます。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金1,134万4,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。これにつきましても居宅介護サービス等給付費、施設介護サービス給付費が計画上の数字を下回ったこと。また道負担金の交付が減額調整されたことによるものでございます。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金258万9,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。これにつきましても計画上の数字を下回ったことによる減額となっております。2項 基金繰入金 1目 介護給付費準備基金繰入金1,003万9,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。今回の補正につきましては、歳入は調整交付金を除き内示額で



補正をさせていただいております。歳出は実際の見込額で精算し、補正をさせていただいておりますが、各負担金内示額が減額調整されたため、繰入金が増となったものでございます。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金368万5,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。今回の補正により総額1,025万3,000円となるところでございます。これで平成23年度からの繰越金については、全額計上させていただきました。

3 歳出です。2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス等給付費508万7,000円の補正減について、19節の内容のとおりです。これについても計画数値を下回ったということで減となったものでございます。2目 施設介護サービス給付費2,080万5,000円の補正減について、19節の内容のとおりです。これについても先ほどと同じ理由によるものでございます。2款 保険給付費 2項 介護予防サービス等諸費 1目 介護予防サービス給付費313万9,000円の補正増について、19節の内容のとおりです。これにつきましては、認定者数の増により計画上の数値を上回ったため、増となったものでございます。4項 高額介護サービス等費 1目 高額介護（予防）サービス費109万1,000円の補正減について、19節の内容のとおりです。これにつきましても、計画上の数値を下回ったことによる減となっております。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 197ページ、保険給付費について、今回、居宅介護サービスも施設介護サービスも大きく減っているのですが、先ほどの説明で計画数値を下回ったためということでしたが、なぜ計画数値が下回ったのか。今まで介護保険はずっと右肩上がりやってきて施設介護はすごい伸びを示していたわけです。それともう一つ、藤の園の増床もあって本来は大きく伸びると見られていましたが、現実にこれだけ下がっている理由をお伺いします。

○ 議長 笹木 英二 保健福祉課長

○ 保健福祉課長 庄子 秀夫 宮下議員の言うとおり、平成24年度から介護保険計画を始めておりますが、平成23年度と比べて施設介護サービスについては11名多い計画で見えており、これが見過ぎではないかというご指摘もあるかと思いますが、この計画によって予算を付けることになっておりますが、今、言われたとおり藤の園では11名ほど増えるだろうという考えで予算計上しておりますが、実際の入所者はかなり下回りおそらく3名から4名ぐらいの経緯で進んでおります。なぜこれが進まないかということですが、施設の考え方もありますので何とも言い難いですが、先ほど言ったとおり計画が右肩上が

りできていることは間違いなかったものですから、それに考えを集中してそれほどどの予算を見たところですが、実際は今、言ったとおりでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 状況は分かりました。平成24年に立てた計画がもしかしたら今までの伸びを計上することによって大きかったかもしれない。今回、下がったのが一過性のものなのか、傾向としては年度で区切ったときに今年度、施設介護が減っているのかも知れないし、そのあたりの年次的な傾向、予測、もう一つ、計画が23年度までの幅で行けば、大体収まっていたものなのか、それはどのようなものでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 保健福祉課長

○ 保健福祉課長 庄子 秀夫 一過性のものではないと捉えております。それは見込みとして平成23年度と比べ平成24年度については、多少でも給付費は上がっていますが、見方の若干の差ではないかと思っておりますので、今後もこのような傾向は極端には上がらないですが、じわじわと上がっていくと考えております。平成21年頃の急激な増え方ということも考えられますので、それは状況を見ながら十分、検討して行きたいと思っております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今の説明で分かりました。介護については施設に入れば長い期間お金も掛かる状況ですし、高齢化も含めて長期的なシェアが必要であると思っておりますので、きちんと説明しながら予算組みをしていただければと思います。もう一点、給付についてですが、205ページ、任意事業費の家族介護応援手当が146万円減額になっていますが、これは家族が介護している人に対する支援事業であると思っておりますが、相当、減っていると思われませんが、実際にどのぐらいの家族がケアを受けているのか。それと減った理由についてお伺いしたいと思います。

(平田議員 午後 2時 1分退場)

○ 議長 笹木 英二 保健福祉課長

○ 保健福祉課長 庄子 秀夫 ご指摘のとおり146万円の減ということで、内容については今、言われたとおりでございますが、当初、平成23年度の実績としてかなりの人数がいましたので、そのまま計上させていただいたということで一点目の理由ということで、多くなっているということでございます。それと減となったことにはやはり死亡した方もいますし、施設入所等長期入院された方もいらっしゃいます。その他、基本的に通知しているのですが、申請されない方がかなりいて、その分の減であると考えております。今、現在58名程度見込んでおりますが、当初204名でしたのでかなりの差があるということで、これについては、今後しっかり見極めて行きたいと考えております。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 この事業は大事な独自事業で、やはり施設介護でなく在宅介護が、国の方針や町の方針としても進めなければいけない中で展開されていますので、この意義をぜひ周知して利用者が増えるように展開していただきたいと思います。今のことは了解です。もう一点、189ページ、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金ですが、これは昨年、介護費を上げるときに不足分が出る可能性があるから5,000万円を積んだ基金であると認識しているのですが、今回2,000万円使う3箇年で5,000万円を準備金として使うということだったと思いますが、これについて色々な財政調整の負担金、給付が減っている分負担金も減ってということで、全体を調整するためにこれが使われたと思いますが、見通しとして現場ではどうなのか、お願いします。

○ 議長 笹木 英二 保健福祉課長

- 保健福祉課長 庄子 秀夫 昨年5,000万円の取り崩しをさせていただいて、今回この部分として合計で2,000万円近くとなっておりますが、今、宮下議員が言われたとおり、給付費がかなり計画より下回ったということで、当然、国・道支払基金の負担及び補助金が減ったということで、財源不足があったと考えます。その上でしわ寄せではありませんが、ここで1,000万円ほどの財源不足をさせていただいたということです。今の状況から言うと2,000万円ほどになっていますが、もう少し抑制できるかと思います。来年もこのような部分がありますが、それはもう一度、この基金は大切なものですから、3年間で全部を使うという考えはありませんが、もう少し抑制して歳出も計画に合わせて財源不足のないように進めて行きたいと思っております。

(平田議員 午後 2時 5分入場)

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

- 議員 宮下裕美子 介護保険の会計は非常に複雑で、自分のところで持っているようでありながら道・国の出入りがすごく激しく、本来なら給付が減っていいはずなのに、財源不足も起きてきてしまうし、非常に複雑で難しいと思いますが、これはバランスよくやっていただき、利用者の利便性を考えた事業の展開をお願いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

◎ 日程 9 番 議案第 5 号 平成 24 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○ 議長 笹木 英二 日程 9 番 議案第 5 号 平成 24 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。

お諮りいたします。議案第 5 号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 10 番 議案第 6 号 平成 24 年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第 2 号）

○ 議長 笹木 英二 日程 10 番 議案第 6 号 平成 24 年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今回の病院会計で外来患者の減により収益減になって、このようなかたちで一般会計からの繰出しということになったのですが、外来患者の減について、状況を説明願います。

○ 議長 笹木 英二 病院事務長

○ 病院事務長 対馬 照己 ただ今の質問にお答え申し上げます。外来患者ですが、平成 23 年度は外来患者 18194 名、現在の係数で計算しますと平成 24 年度は 16219 名ということで、約 2000 名、11%減と推移する

予定であると思っています。内訳として経費4,900万円、おおよそ額として内科約4,000万円、整形約900万円です。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 外来減少ということに対して月別変動、季節変動など、毎月10%ぐらい減っているのか。ある程度、波がありながら全体的に10%減なのか、それについてはどうですか。
- 議長 笹木 英二 病院事務長
- 病院事務長 対馬 照己 トータル11%で前年に比べ、平均で少しずつ減少していると分析しております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 もう一点、今、内科と整形ということで分けましたが、特別診療科の眼科・皮膚科など色々な科があって、何年か前まではいつ行っても特別診療のある日は非常に混んでいる印象だったのですが、今年について言えばだいぶ空いてきているという印象を受けたのですが、そのあたりの動向はいかがですか。
- 議長 笹木 英二 病院事務長
- 病院事務長 対馬 照己 外来の診療別です。主な減としては人数的にはリハビリが若干、減っているように思います。理由につきましては、主に直接リハビリに行く件数が減ったということです。通常であれば整形の診療を受けてからリハビリということで、その差が少し生じているように思います。それと外来の主な中身については、婦人科につきましても例年同様推移しております。その他眼科、皮膚科それから毎週行っている金曜日・土曜日の大腸検査、胃検査、エコー検査につきましては、例年同様の件数で推移しております。現在24年度のトータルはまだ出しておりませんが、決算で正確な数字をお答えしたいと思います。23年度と同様でございますので、収入合計がおおよそ1,800万円前後でございます。それに掛かる医師の報酬、経費含めて2,600万円程度、差引、やはり検査項目これだけの診療項目でマイナスおおよそ800万円ということで、収支のバランスが収入に対して支出が多くなっております。件数については、ほぼ同じでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 了解しました。251ページ、特別損失で居所不明者3件、132万8,000円ということで、3件でこれだけ大きいと思うのですが、これはどのような経過でしょうか。
- 議長 笹木 英二 病院事務長
- 病院事務長 対馬 照己 ただ今の特別損失でございます。過年度分の入院費及び外来診察料でございます。3件のうち1件は入院された本人が亡くな

って相続の方が継承というかたちを取っていましたが、相続人から裁判所に相続放棄があり、金額につきましては120万6,180円でございます。その他居所不明2件、8万1,410円となっております。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第7号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程11番 議案第7号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げます。職員の不適切な事務処理に伴い町長及び副町長の給与月額を平成25年4月分に限り100分の90を乗じて得た額、つまり10%カットした額とすることを附則に加えるものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今、条例の説明で、職員の不適切な事務処理に対してとしか説明がなかったわけですが、それではどんな状態に対してこのような処分がなされたのかということが、十分、町民などに伝わらないと思いますので、ここの部分に対してきちんとした説明を求めたいと思います。
- 議長 笹木 英二 同じような答弁になるかもしれませんが、説明願います。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 経過説明する。

不適切な事務処理ということですが、町立病院で患者が検査入院して亡くなられ、その後、検死をした結果、直接的原因、患者が大腸検査を行ったのですが、大腸検査に起因するものではなく、患者本人が持っている疾病の虚血性心疾患による急死ということで、解剖結果、検死がでたわけでございます。その後、亡くなられた患者の親御さんから病院側に何回となくクレームと申しますか、納得できないという電話がありました。その結果、病院事務長が当時の副町長に相談をして、町村会で抱えている弁護士がいるのですが、弁護士に相談したらと言われ弁護士に相談するわけでございます。その後、事務長が弁護士と話し合中、委任弁護士と委任契約をして、結局、弁護士からのお話もあって和解するというので、平成24年11月27日の臨時会で賠償金300万円の議決をいただいたということでございます。結局この賠償金は保険会社から支払われることになったのですが、ことによっては裁判・係争になったかもしれないということがありました。そのような事実を全く理事者側に報告がなく、委任契約した弁護士と和解交渉、弁護士が相手側の弁護士と和解交渉をやっていましたが、その事実が昨年9月決算委員会で議員の質問に対して初めて理事者が分かった次第でございます。そのような事務処理を不適切ということで、先ほど申し上げたわけでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今回、事務処理の不適切があったことに対して、以前の定例会や決算委員会あるいは全員協議会の席でも報告があつて、そのことに対してコンプライアンス委員会も設置しながら、その処分が妥当であつたという報告を受けていますけれども、今回、対象となる事務処理について、事務処理が不適切に行われたという処理に対して、特別職の給与を1箇月10%削減ということになるのですか。そもそも事務処理が行われる前段として病院内で医療事故が発生して、その医療事故自体は病院に起因するものではないとしても示談交渉まで発展し、様々な場面で病院経営や議会との関係で様々な展開が1年近く行われてきました。それらの処理も含めて事務処理のことだけでなく、本来は全体の責任者として町長は最終的な責任があるのではないかと考えるのですが、今回の処分はどの部分に対しての処分になるのでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 今ほど副町長説明のとおり、いわゆる職員の不適切な事務処理に対する処分、そこにおける管理責任者としての自らの処分でありませう。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

- 議員 宮下裕美子 そうすると設置者として町立病院を運営しているわけですが、その部分の責任に対しては何ら問題がなかったと捉えているのでしょうか。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 医療事故発生に伴う部分につきましては、病院長を含め真剣に再発しないようなかたちについては、やって行きたいと考えております。
- 議長 笹木 英二 4回目ですが、もう1回だけ許します。宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 そうすると、今の答弁で町長のお考えは分かりました。今回10%1箇月という処分を下したわけですが、この根拠は何かということがここには書かれていませんけれども、全員協議会などの折りに対象となる事務職員が10%3箇月処分を受けたという報告をいただいておりますが、それを踏まえた上で今回町長が10%1箇月の処分をしたという根拠、なぜこの処分をそこに決めたのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 管理責任者として自らを処分するときに、処分者が10%3箇月程度であれば、10%1箇月程度が妥当であろうという判断でこれにしたところであります。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論あり」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論ありの声がありますので、討論を行います。まず反対討論の発言を許します。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今回、この条例が提出されたわけですが、先ほどの質疑の中で町長は不適切な事務処理に対して事務職のトップの責任として10%1箇月と下したと言われました。しかし、今回この問題の町長が最終処分されることで、この問題が最終決着するわけです。これは病院の医療事故から端を発しているし、そのことの改善を含めて全体を考えなければ、事務処理のことだけが問題ではなく、病院のサービス向上あるいは病院事業の改善を含めて最終的に最高責任者である設置者である町長が十分に責任を認識して、処分を受けることによって将来的なサービス向上あるいは改善につながっていくと考えます。その中で今回、担当事務が10%3箇月という処分が下されている中で、町長が10%1箇月というのは、総合的な設置者、全体のトップという立場上、不十分ではないかと考えますので、今回の議決に対しては反対をいたします。



- 議長 笹木 英二 暫時休憩します。 (午後 2時36分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。  
(午後 2時42分再開)  
(教育長 午後 2時43分入場)

- 議長 笹木 英二 次に賛成討論の発言を許します。
- 議長 笹木 英二 堀 広一君
- 議員 堀 広一 今回の議案第7号の提出についてですが、この中身については妥当な理由を述べられているということで、賛成したいと思います。この病院の問題については、色々なことがずっと議論された中で今回、7号の提案ということになったのですが、特別職や病院事務長についても自分たちの管理責任ということで認めていますし、反省もしているということで、この議案の内容についても100分の90というかたちは、やはり妥当であると感じます。この案件を通すことによって今後、病院の更なる運営に努力してもらいたいということで、非常に妥当な議案提出であると思います。
- 議長 笹木 英二 他に討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 これから議案第7号について、採決をいたします。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。(起立8名)
- 議長 笹木 英二 起立多数です。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程12番 議案第8号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程12番 議案第8号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

高齢者サービス調整チームは、高齢者の保健、福祉、医療等の多様なニーズの中、各々に見合う最も適切なサービスを総合的に調整するために設置された

わけですが、現在、保健、福祉、医療の調整は地域ケア会議で行っており、また養護老人ホーム入所判定も別組織で行うこととなっております。このため同チームは不必要となり廃止することから、同委員の規定を別表第1から削除するものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第9号 町営草地事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程13番 議案第9号 町営草地事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

廃止に伴う要旨を申し上げます。この基金は草地にかかる機械施設の更新や災害復旧等に当てるために設置されたものでありますが、現在は活用されておらず、また残高も少額であり今後も使用予定が見込めないことから基金を廃止するものでございます。なお残高は5万7,000円ほどございますが、附帯施設の維持管理費に充て、全て使い切ることとしております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

◎ 日程 14 番 議案第 10 号 月形町難病患者等居宅生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 笹木 英二 日程 14 番 議案第 10 号 月形町難病患者等居宅生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げます。本条例中で引用している法令「障害者自立支援法」が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行となることに伴い法令名が変更となるため改正を行うもので、第 3 条第 3 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものであります。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。

お諮りいたします。議案第 10 号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 15 番 議案第 11 号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

○ 議長 笹木 英二 日程 15 番 議案第 11 号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

条例制定の要旨を申し上げます。介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で暮らし、近くで介護サービスを受けることができるよう平成 18 年に地

域密着型サービスが創設されましたが、平成23年に地域の実性・技術性を高めるための改革の推進を図るための関係法令、法律の整備に関する法律並びに介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部改正の法律が公布され、これまで法律や省令で定められていた基準について、町が条例で定めなければならなくなったため、そのサービスの人員、設備及び運営の基準等についての条例を制定するものでございます。月形町には現在地域密着型サービス事業所はございませんが、事業所の有無に拘わらず対象となる全てのサービスについて条例の制定が必要であり、月形町の住民が他市町村で地域密着型サービス事業者によるサービスを受ける場合、月形町の条例が適用されることとなっております。主な制定内容を申し上げます。第4条で暴力団等の排除規定を町の独自基準として定めております。この他にも第44条でサービス提供に関する記録の保存期限の延長規定を町の独自基準として定めております。なお第60条、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第203条についても同様でございます。

目次にありますように第2章から介護サービスの種類について各章ごとに規定し、また節ごとにはそのサービスの基本方針等、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を定めさせていただいております。第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、第6条から296ページの第46条で規定させていただいております。これは24時間対応の訪問サービスであって、一日複数回の短時間の定期巡回サービスや、通報による随時対応サービス、随時訪問サービス、看護職員による訪問看護サービスなど、看護福祉士や看護師等が行う入浴、排泄、食事などの介護や、日常生活の緊急時の対応を行い、療養生活を支援するサービスについて定めております。このサービスの対象者は、居宅要介護者となっております。第3章の夜間対応型訪問介護サービスについて、第47条から304ページの第61条で規定させていただいております。これは夜間に定期的な巡回や通報、連絡などによって、介護福祉士等が入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の世話をを行うサービスについて定めております。このサービスの対象者は居宅要介護者となっております。第4章の認知症対応型通所介護サービスについて、第62条から316ページの第82条で規定させていただいております。これは特別養護老人ホームや老人デイサービスなどの施設に通い、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスについて定めております。これにより利用者の孤独感解消、心身の機能維持、家族介護の負担軽減を図るものでございます。このサービスの対象者は居宅要介護者で認知症の者となっております。第5章の小規模多機能型居宅介護サービスについて、第83条から333ページの第110条で規定させていただいております。これは居宅で調理、

洗濯、掃除などの日常生活上のサービスを受け、または事業所に通いもしくは短期宿泊し、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練等を行うサービスについて定めております。このサービスの対象者は居宅要介護者となっております。第6章の認知症対応型共同生活介護サービスについて、第111条から345ページの第130条で規定させていただいております。これはグループホームでの入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスについて定めております。このサービスの対象者は居宅要介護者の認知症の者となっております。第7章の地域密着型特定施設入居者生活介護サービスについて、第131条から357ページの第151条で規定させていただいております。これは地域密着型特定施設での入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスについて定めております。このサービスの対象者は地域密着型特定施設に入所している要介護者となっております。第8章の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスについて、第152条から385ページの第191条で規定させていただいております。これは地域密着型介護老人福祉施設での入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等療養上の世話などを行うサービスについて定めております。このサービスの対象者は地域密着型介護老人福祉施設に入居している要介護者となっております。第9章の複合型サービスについて、第192条から395ページの第204条で規定させていただいております。これは指定居宅サービスの訪問介護の訪問サービス及び小規模多機能型の居宅型通いサービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、居宅生活の継続が可能となるよう行うサービスについて定めております。このサービスの対象者は居宅要介護者となっております。

- **議長 笹木 英二** ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- **議長 笹木 英二** 宮下裕美子君
- **議員 宮下裕美子** この条例は、最初の説明で住み慣れた地域で介護を受けられるようにするための法律ができて、その法改正を基に各市町村が制定に向けられているということでこれができたわけですが、これはいつまでに作らなければならないのか。これだけボリュームのある条例がいきなりできて、どうしてこの時期にやるようになったのですか。
- **議長 笹木 英二** 保健福祉課長
- **保健福祉課長 庄子 秀夫** 先ほど副町長から説明がありましたけれども、この法律が昨年6月27日に公布され、施行日につきましては、各市町村1年以内にこれを整理して施行しなさいということになっており、そのために今回、条例制定をさせていただくことといたしました。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 分かりました。そうすると最終的な整理の期間までにはもう少しあるという認識なのか。それとも今回、提出されているわけですが、つまりこれだけボリュームある条例なので出来れば委員会付託などしながら、十分、中身を精査する時間や説明期間があってもよかったですのではないかと。今この事業自体を月形町がやっていないとしても、先ほどの居宅要介護者あるいは居宅要介護認知症患者などが、家の近くで住むときのサービスとして様々な事業計画を作る枠が決められた条例であると思いますが、そのあたりのところでもう少し事前の丁寧な説明や全体像、他の居宅サービスと比べながらやる時間が少しなかったのかなと感じるのですが、いかがでしょうか。
  
- 議長 笹木 英二 暫時休憩します。 (午後 3時 2分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。 (午後 3時 4分再開)
  
- 議長 笹木 英二 これはほとんど国からの指示ですか。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 国の基準を基に作っており、冒頭で申し上げました暴力団の排除とサービス提供に関する記録の保存期限の延長規定を町の独自基準として定めております。保存期限の標準では2年間ですが町は5年間ということで独自基準を設けておりますが、ほとんどが厚生労働省の基準で作成しております。
- 議長 笹木 英二 宮下議員の言われるこれだけの大きなページ数のあるものをポンと出されて読むだけでも大変であるし、今後、色々な問題が出てくるだろうと思います。そのときは条例改正できるし、気が付いたことがあれば質問してやっていただきたいと思います。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 いずれにしても、この条例は必要で国の法令に乗ってというのも変ですが、各自治体が地方分権が進むに従って独自に決めて行かなければならない時代になっています。今回、他の条例でもそういうところもありますし、法令が決まっているから何もしないでそのままというわけにはいかないということは十分、分かっています。その上でこれからこういう条例がたくさん上程されてくるとは思います。そのときのやり方としていきなりパッと言うより前段の展開説明、これを使うことによって町民の生活にどのような利点があるのかという、やはりある程度の知識や説明があつて、勿論、先ほど言われたように近隣のところで使えるようなことがあつたときに、担当専門家は

十分ご承知の上でやるにしても、私たち議会としてもやはり条例がある以上、概略だけでもつかんでおく必要があると思いますので、何かしらのかたちを取りながら、今回かなりのボリュームもあって目立っていると思いますが、これに限らず他の課も含めて、この手の条例作成の時には手順を踏んでいただけたら、より理解が深まると思いますので、それをお願いして質問を終わります。

- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程16番 議案第12号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程16番 議案第12号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

条例制定の要旨を申し上げます。先ほどの議案第11号と同様、月形町が定めなければならないということで、基準等について定めるものでございます。主な制定内容を申し上げますと、議案第11号と同様に第3条で暴力団の排除規定を町の独自基準として定めております。この他にも第41条でサービス提供に関する記録の保存期間の延長規定を町の独自基準として定めており、第65条、第86条についても同様でございます。

目次にあります第2章から介護サービスの種類について各章ごとに規定し、また節ごとにこのサービスの基本方針、人員及び設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めさせていただいております。第2章の介護予防認知症対応型通所介護サービスについて、第5条から425ページの第43条で規定させていただいております。これは

特別養護老人ホームや老人デイサービス等の施設に通い、入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスについて定めております。利用者の孤立感を解消、心身の機能維持、家族介護の負担軽減を図るものでございます。このサービスの対象者は、居宅要支援者で認知症の者となっております。第3章の介護予防小規模多機能型居宅介護サービスについて、第44条から445ページの第70条で規定させていただいております。これは居宅で調理、洗濯、掃除など日常生活上の世話などのサービスを受け、または事業所に通いもしくは短期宿泊をして入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練などを行うサービスについて定めております。このサービスの対象者は居宅介護要支援者となっております。第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについて、第71条から457ページの第91条で規定させていただいております。これはグループホームでの入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスについて定めております。このサービスの対象者は認知症で居宅要支援2の者となっております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程17番 議案第13号 月形町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程17番 議案第13号 月形町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

条例制定の要旨を申し上げます。平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、新型インフルエンザ対策の計画発生時における措置等が定められたわけでありましたが、この法律の中で政府が緊急事態宣言を行った場合、市町村は新型インフルエンザ等対策本部を設置しなければならないと



規定され、この対策本部の設置は条例で定めなければならないと規定されております。そこで今回、条例を制定するものでございます。主な制定内容を申し上げますと第1条では目的として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、月形町の対策本部に関し、必要な事項を定めることを規定させていただいております。第2条では組織として対策本部の本部長、副本部長、本部員の組織内の役割を規定し、その他必要な職員は町長が任命できる旨を規定させていただいております。第3条では第1項で本部長は情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、会議を招集することを規定し、第2項では国の職員、町職員以外の者を会議に出席させた場合、この者に対し意見を求めることができることを規定させていただいております。第4条では本部長は、必要と認めるとき、対策本部に部を置くことができ、部の本部員は本部長が指名し、部長も本部長が指名することを規定させていただいております。第5条ではこの条例に規定されていない必要な事項は、本部長が定めることを規定させていただいております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程18番 議案第14号 月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程18番 議案第14号 月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

改正の要旨を申し上げます。地域主権一括法による廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法と申しますが、この法律の改正により一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準が条例で定めなければならないなくなったため、関係規定を追加する改正を行い、また、これと合わせてこれま

での廃棄物処理法の改正に関する規定についても改正を行うものでございます。第14条第1項中の法第7条第4項を法第7条第6項に改める。また、運搬を運搬又は一般廃棄物の処分に改めるものでございます。第25条から第27条までを4条繰り下げ、第25条で生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設に関する規定を追加し、第26条で第25条の縦覧に関する規定を追加、第27条では第25条の縦覧に関し利害環境を有するものは、町長に意見書を提出できる規定を追加させていただいております。第28条では町長が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準に関する規定を追加するものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程19番 議案第15号 月形町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程19番 議案第15号 月形町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

制定の要旨を申し上げます。これについても地域主権一括法による道路法の改正によりこれまで政令及び国土交通省令で定めていた道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する基準等について、町が条例で定めなければならなくなったため、この基準を条例で制定するものでございます。第1条では本条例の根拠条文を示しております。第2条ではこの条例で使用する用語が道路法及び道路構造令で使用する用語で同じであること。第3条では条例で用いる道路の区分が、道路構造令により用いられる道路の区分と同じであるということを規定させていただいております。第4条から第46条までは道路、町道を新設、改築する場合の構造の技術的な基準を定めており、第5条から468ページの

第10条までは、車道等について内容を定めさせていただいております。第11条から470ページの第14条で自転車道、自転車歩行者道、歩道等について定めさせていただいております。第15条では堆雪幅、第16条では植樹帯について規定しております。第17条で設計速度について定めております。第18条から476ページの第26条では曲線半径、縦断勾配、縦断曲線などの道路の線形について定めさせていただいております。第27条から479ページの第30条では舗装など路面の構造について、第31条から480ページの第33条で交差の構造について定め、第34条から482ページの第41条では構造物、工作物について定めさせていただいております。第42条から483ページの第44条で例外規定を定めて、第45条、第46条で自転車、歩行者などの専用道路について定めさせていただいております。485ページの第47条では町道に設ける道路標識の寸法を視認性及び国道、道道との整合性を考慮して規則で定めることとして規定させていただいております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程20番 議案第16号 月形町準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程20番 議案第16号 月形町準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の要旨を申し上げます。準用河川の機能管理について、河川法を準用しておりましたが、地域主権一括法による河川法の改正により、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準が条例委任されたため、この基準等について条例を制定するものでございます。第1章の総則では第1条で本条例の根拠条文を示させていただいております。第2条ではこの条例で使用する用語が、

河川法及び河川管理施設等構造令で使用する用語と同じであることを説明させていただきます。第2章では堤防の構造について第3条から492ページの第19条まで、堤防の材質や構造、高さ、天端幅、護岸、管理用通路等について定めさせていただきます。第3章では床止めの構造について第20条から492ページの第23条まで、構造、護床工、護岸、魚道の設置等について定めております。第4章では堰の構造について第24条から495ページの第35条まで、可動堰の可動部の構造、護床工等について定め、第5章では第36条から498ページの第43条まで、水門及び樋門の構造、ゲートの高さや護岸、護床工等について定めさせていただきます。第6章では揚水機場、排水機場及び取水塔の構造について第44条から499ページの第49条で定め、第7章では橋の構造について第50条から502ページの第57条で、構造や橋台、橋脚、径間長、桁下高等を規定させていただきます。第8章では伏せ越しの構造について第58条から504ページの第62条で、その構造と深さ等を定め、第9章では雑則として第63条から505ページの第65条で例外規定を設けさせていただきます。第10章では補則として第66条で条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定させていただきます。

(平田議員 午後 3時27分退場)

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。  
次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。  
お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程21番 議案第18号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程21番 議案第18号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

改正の要旨を申し上げます。家賃決定に係る入居者の月額所得基準を町営住宅条例と合わせることにし、町営住宅全体の基準の均衡化を図るため、改正を行うものでございます。第6条第1項第3号で月形町営住宅条例を町営住宅条例に改めるものでございます。同条第2項第1号で前年度分所得が月額12万3,000円以下を前年分の所得が月額10万4,000円以下に改めるものでございます。また別表2を町営住宅条例の基準に合わせ、全部改正させていただくものでございます。なお本条例の改正による現入居者で影響を受ける方はいません。

(平田議員 午後 3時30分入場)

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います  
質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。  
次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。  
お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程22番 議案第19号 月形町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程22番 議案第19号 月形町営住宅等整備の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

制定の要旨を申し上げます。これにつきましても地域主権一括法による公営住宅法の改正により、これまで国土交通省令で定めていた公営住宅の整備基準について、町が条例で定めなければならなくなったため同基準を条例で制定するものでございます。主な制定内容を申し上げます。第1条で本条例の根拠条文を示させていただき、第2条で用語を説明させていただいております。第3条の健全な地域社会の形成では、町営住宅等は周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう配慮して整備しなければならないことを規定、第4条の良好な居住環境の確保では、町営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない

いことを規定させていただいております。第5条では町営住宅の建設にあたって費用の縮減への配慮をしなければならないことを規定、第6条では町営住宅等の位置は、災害の発生のおそれが多い土地等を避け、かつ、入居者の日常生活の利便性を考慮しなければならないことを規定させていただいております。第7条では、敷地の安全の確保について規定させていただき、第8条から第14条では、住棟、住戸、共用部分、附帯施設、共同施設等の整備基準について規定させていただいております。第15条では条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めることを規定させていただいております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程23番 議案第20号 月形町暴力団の排除の推進に関する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程23番 議案第20号 月形町暴力団の排除の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。補足説明

制定の要旨を申し上げます。最近の暴力団を巡る情勢に鑑み、暴力的要求行為等に伴う住民生活に対する危険を防止するための措置について規定するため、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律が平成24年10月に改正され、町においても指定暴力団等入札に参加させない等の措置を講ずる必要が生じたため、条例を制定するものでございます。第1条では本条例の目的を示させていただき、第2条では用語を説明させていただいております。第3条の基本理念では、町、町民等、関係機関及び関係団体が、暴力団を利用しないこと等を基本とし、暴力団の排除が相互の連携及び協力のもとに推進されなければならないことを規定させていただいております。第4条の町の責務では、町は、基本理念に則り暴力団排除に関する施策を実施する責務を有するものとし、

以下の3点の施策の実施に当たることが規定させていただいております。第5条の町民等の責務では、町民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策に協力するよう努め、また事業者は、暴力団との関係を遮断し、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めること等を規定させていただいております。第6条の町の事務事業における措置では、1点目は町の事務事業により暴力団を利することのないよう、暴力団等を入札等に参加させない等の必要な措置を講ずることを規定、また町は事務事業の契約の相手方に対し、下請け契約等の相手から暴力団員を排除するために必要な措置を講ずるよう求めることを規定、また町は契約の相手方に対し、契約の相手方が業務の遂行にあたって、暴力団員等から不当介入を受けた場合等に、警察署に通知するなどの協力を行うよう求めることを規定させていただいております。また町は契約の相手方が定められた事項に違反したときは、契約の相手方について、町が実施する入札に参加させないなどの措置を講ずる規定をさせていただいております。第7条の公の施設の利用の不許可等では、町、教育委員会、指定管理者は町の施設が暴力団との活動に利用されると認めるときは、施設の使用を許可しないこと、またすでに許可して暴力団の活用に利用されていると認めたときは、使用を中止させることができることを規定させていただいております。第8条の町民等に対する支援では、町は、町民等が自主的に暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう必要な支援を行うことを規定させていただいております。第9条の広報及び啓発では、町は、町民等に対して暴力団排除の重要性について、広報及び啓発を行うことを規定させていただいております。第10条の青少年に対する指導等のための措置では、町は、学校、地域及び職場において青少年が暴力団排除の重要性を認識するために、必要な措置を行ない、また青少年の育成に携わるものにも必要な支援を行うことを規定させていただいております。第11条、第12条の暴力団の威力を利用することの禁止、利益供与の禁止では、町民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団の威力の利用、利益供用をしてはならないことを規定させていただいております。第13条の祭礼等における主催者等の措置では、祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所において、不特定又は多数の者が一時的に集合する行事を主催する者等は、当該行事に暴力団を関与させてはならないこと等を規定させていただいております。第14条ではこの条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることを規定させていただいております。

- **議長 笹木 英二** ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- **議長 笹木 英二** 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程24番 議案第21号 団体営土地改良（月形地区維持管理）事業の計画変更について

- 議長 笹木 英二 日程24番 議案第21号 団体営土地改良（月形地区維持管理）事業の計画変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

計画変更の理由を申し上げます。国営篠津中央土地改良区事業等における用水系統の見直し、及び国営篠津中央二期土地改良事業による石狩川頭首工の全面改修に伴いまして、施設の管理方法が変更となったためでございます。3の変更内容でございます。代かき期、普通期、深水期の期別期間の変更については、代かき期は5月1日から6月10日までが5月11日から5月25日に変更、普通期は6月11日から8月31日までが5月26日から6月30日と7月11日から9月20日の2つの期間に変更、深水期は変更前は期間の設定がなしに対し7月1日から7月10日となるものでございます。受益面積の変更ですが、変更前1433.92ヘクタールから変更後1449ヘクタールとなります。事業費の変更ですが、変更前4,300万円、変更後1,811万円となります。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程25番 議案第22号 団体営土地改良（中小屋地区維持管理）事業



#### の計画変更について

- 議長 笹木 英二 日程25番 議案第22号 団体営土地改良（中小屋地区維持管理）事業の計画変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

#### 補足説明

計画変更の理由を申し上げます。先ほどの議案第21号と同様でございます。3の変更内容でございます。代かき期、普通期、深水期の期別期間の変更については、先ほどの月形地区と同様で、代かき期は5月1日から6月10日までが5月11日から5月25日に変更、普通期は6月11日から8月31日までが5月26日から6月30日と7月1日から9月20日の2つの期間に変更、深水期は変更前は期間の設定がなしに対し7月1日から7月10日となるものでございます。受益面積の変更ですが、変更前1518.3ヘクタールから変更後1434ヘクタールとなります。事業費の変更ですが、変更前4,100万円、変更後2,140万6,000円となります。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りいたします。議案第22号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程26番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 議長 笹木 英二 日程26番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によって、議会の意見を求めるものです。

記といたしまして住所、樺戸郡月形町字南耕地316番地10、氏名、本間信子氏、昭和23年12月16日生まれでございます。本日の提出でございます。なお、現在、月形町には3名の人権擁護委員がおられますが、本間信子氏につきましては、1期目として平成22年7月1日から本年6月30日までが任期となっており、今回の提案につきましては、本年7月1日から平成28年6月30日までの3箇年ということであり、委嘱予定日の3箇月前までに法務局に書類提出が必要であるということで、本日の提案とさせていただきます。どうぞ、宜しくお願いいたします。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。諮問第1号は、この際討論を省略し適任としたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって諮問第1号は、適任とする意見で答申することに決定いたしました。
  
- 議長 笹木 英二 暫時休憩します。（午後 3時48分休憩）
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。（午後 4時00分再開）

◎ 日程27番 平成25年度町政執行方針（町長）、日程28番 平成25年度教育行政執行方針（教育長）

- 議長 笹木 英二 日程27番 平成25年度町政執行方針（町長）、日程28番 平成25年度教育行政執行方針（教育長）を一括議題といたします。
- 議長 笹木 英二 最初に、平成25年度町政執行方針の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 町政執行方針を、別紙のとおり朗読説明する。
- 議長 笹木 英二 続いて平成25年度教育行政執行方針の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 教育行政執行方針を、別紙のとおり朗読説明する。
- 議長 笹木 英二 以上で執行方針の説明を終わります。なお、ただ今の町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質疑は、一般質問として3月13日、14日の本会議において行いますので、ご承知願いたいと思います。

- 議長 笹木 英二 お諮りいたします。本日の会議時間は議案審議継続のため、あらかじめ延長することにしたいと思っております。これについてご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よってあらかじめ延長することに決定いたしました。

◎ 日程 29 番 議案第 17 号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程 30 番 議案第 23 号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について、日程 31 番 議案第 24 号 平成 25 年度月形町一般会計予算、日程 32 番 議案第 25 号 平成 25 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程 33 番 議案第 26 号 平成 25 年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程 34 番 議案第 27 号 平成 25 年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程 35 番 議案第 28 号 平成 25 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程 36 番 議案第 29 号 平成 25 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算

- 議長 笹木 英二 日程 29 番 議案第 17 号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程 30 番 議案第 23 号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について、日程 31 番 議案第 24 号 平成 25 年度月形町一般会計予算、日程 32 番 議案第 25 号 平成 25 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程 33 番 議案第 26 号 平成 25 年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程 34 番 議案第 27 号 平成 25 年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程 35 番 議案第 28 号 平成 25 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程 36 番 議案第 29 号 平成 25 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、以上 8 議案については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長。
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

提案説明を申し上げます。

議案第 24 号 平成 25 年度月形町一般会計予算から議案第 29 号 平成 25 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算まで、6 会計の提案主旨については、町政執行方針の予算大綱で申し上げたところでございます。また予算に関連する議案第 17 号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について他 1 件につきましても合わせて提案するものでございますので、宜

しくご審議いただきますようお願い申し上げます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりました。お諮りいたします。ただ今上程されました平成25年度各会計予算及び予算関連条例の審査については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いをます。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって平成25年度各会計予算の議案第24号から議案第29号の6議案、各予算関連条例議案第17号及び議案第23号の2議案合わせて8議案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。3月6日から3月12日は会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月15日から3月20日まで予算特別委員会において平成25年度各会計予算及び関連議案の審査のため、休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって3月6日から3月12日は会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月15日から3月20日まで予算特別委員会のため、休会することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩します。（午後 4時45分休憩）

- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。（午後 5時 9分再開）

- 議長 笹木 英二 この際、報告いたします。予算特別委員会の委員長に堀 広一君、副委員長に金子廣司君が互選されましたので報告いたします。

- 議長 笹木 英二 以上で本日の日程は全て終了いたしました。よって本日は、これをもって散会いたします。

（午後 5時10分散会）